

2025 年 7 月 18 日

株式会社 四国銀行

未利用口座管理手数料の導入について

株式会社四国銀行（頭取 小林達司）は、長期間ご利用のない普通預金口座（総合口座を含む）および貯蓄預金口座を対象に「未利用口座管理手数料」を導入いたします。また、対象となる口座の残高が「未利用口座管理手数料」に満たない場合、「自動解約」となる取扱いを併せて開始いたします。

本件は、未利用口座にかかる犯罪被害を未然に防止する観点から導入するものであり、本取組みを通じて、未利用口座をお持ちのお客さまに、改めて、口座のご利用の再開、さらには今後の恒常的なご利用をお願いするものです。

また、口座をご利用いただいていないお客さまに、口座管理にかかる最低限のコストの一部をご負担いただくことにより、今後のサービスの維持・向上を図ってまいります。

なお、本手数料導入にともなう預金規定の改定については、別途お知らせいたします。

当行は、今後とも、お客さまサービスのさらなる向上に取り組んでまいります。

記

未利用口座管理手数料の概要

導入日	2025 年 8 月 1 日（金）
対象預金	普通預金口座（総合口座含む）および貯蓄預金口座 ※ 制度開始日より前に開設された口座も対象となります。
対象口座	最終取引日から 2 年以上、預入れまたは払出しがない口座
対象外となる口座	・当該口座の残高が 10,000 円以上である場合 ・定期性預金、外貨預金、金融商品仲介の取引がある場合 ・融資取引（カードローン等含む）がある場合 ・当該口座が、教育資金贈与専用口座、結婚子育て贈与資金専用口座、目的別貯蓄預金、納税準備預金、競輪・競馬投票口座の場合
手数料金額	年間 1,320 円（税込）
手数料引落日	毎年 12 月 5 日（休日の場合は翌営業日） （毎年 12 月 5 日の時点で 2 年以上お取引がない口座が対象）
未利用口座に関する取扱い	対象となるお客さまには、事前に書面によるご案内を郵送いたします。 ご案内後、一定期間経過しても利用または解約等のお手続きがない場合に 対象口座から本手数料の引落しを実施いたします。 残高不足により本手数料の引落しができなかった場合、残高全額を本手数料の一部として引落日後、当該口座を自動的に解約させていただきます。 なお、未利用口座管理手数料の返却および解約後の未利用口座の再利用については応じかねますので、予めご了承ください。

以上